共古日録

八十八

特別
15
1413
50

門 15
號 1413
卷 50

諏訪湖の周圍の孔穴
寛文年間諏訪湖の氷盤石

東京本郷の手洗水盤石

古日錄 四十八

古墳

諏訪湖とそう思ってこの湖の周圍にあるこの孔穴の圍にあるこれ

[illegible]

寛文十年[illegible]

[illegible]

[illegible]

其甲等善悪清浄則　新造水盤以厨子堂下俾衆人便
于洗漱　冀擬盥漱塵若　福寿海云　安永六年
丁酉秋七月忌寿山王因響達志河信書書
麻布忌谷寺勢多水盤　以浅田上山の与書いて無之
屋の四角と書き　安永六歳　孟夏三日　當山十三世翠巖
代　麻布　藤原半七上山田寛書とある
鈴木鳥石祠の水盤も上山の書たるとと
角等十二社の水盤　同じ　熊野三山十二
叢社　洋洋神徳監　寛政　大田畢　文政三年庚辰暮春
石工　名右衛門　西村　奉納寄進橋
就而是国福寺の水盤　火窟詩佛　書で取彼雪根
寛到為盤　盤以井之則清別寒　美盥　美哉可以

弁神　神之嘉爾降福維盤不書爾形及爾子孫
繁之石柱子孫　以安辺化十年歳　戊寅冬十月大窪
行敬　當院現住寛剛代　とある
門内の中の水盤　石燈とある
門内の水盤の石　敬　の形
内中から　京　て井
門内の水盤の　長さ　間半
二つ　宗　とある　とある
泉井戸の四五山　寿　の盤表に　輪廻の　と奉納
の二文字を刻し　横に　明和八　辛卯天二月吉辰　當所人鋳鉄
定座として　表に　鋳成　座の　中　二十三点　世話役　五名
の名を刻しあり　（以上三枚の文抄出）

稲荷神社の栄枯

稲荷の神社移居栄枯盛衰のあらまし

大神宮稲荷の由来

[illegible]

[illegible]

道西ヶ三沢中沼さえ[illegible]

のことで以前は牛久保の西島の稲荷のことが豊川とあり

たさうだ豊橋市南と西島の稲荷から豊川の平八郎の所へ

婚入したので其以後西島はさつぱりとなりすたれ

豊川へ移らんたのだとあり[illegible]

こゝが流行神と化したもの[illegible]

せ[illegible]

しめ元創[illegible]

越後の味噌搗屋とヒコザイン

山吹の花も越後まで味噌搗屋といふ[illegible]

こゝ越[illegible]

[illegible]

[illegible]

京山米壽の祝

こは大久保彦左衛門の海中に携へし経帷子にして、ヒコザイシとよみて其ゆかりの錆水を汲みて、雪ぐそつゆ事（もすびのかみ）の御代くすし遠丈ものあり、時愛をめぐりて、れいこうを望からず、延齢とゆかりあり、ものいふ山の清水

三村竹清氏の義憤

あめつちもしらぬ世くらべ　運の米寿

義の貢ゆかりもまた

八十八翁　京山

寛政四年、海内年九十二、著述千百八十七種と道家著述の帰寂す

國分寺巡礼

中央線

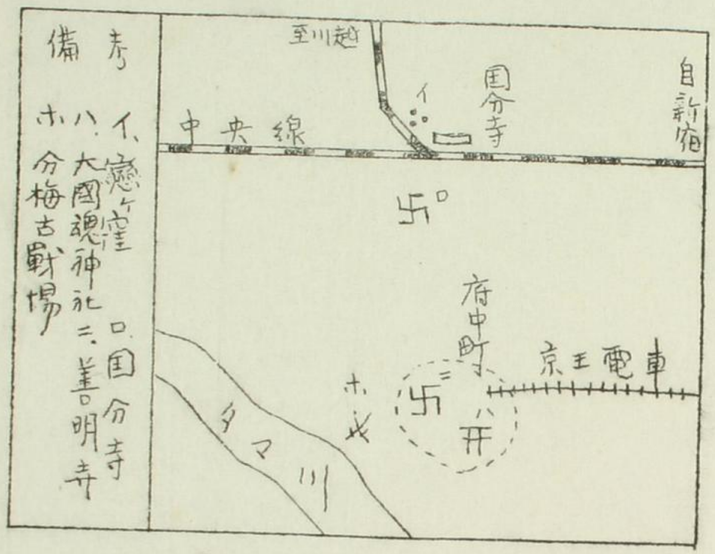

中央線沿線の名所旧蹟を巡りて、三鷹、武蔵野、府中、高安寺、国分寺、分梅、多摩川、八王子、高尾山、小仏峠、相模湖、藤野、上野原、猿橋、大月、富士吉田、河口湖、本栖湖、西湖、精進湖、富士五湖、甲斐の国、甲府、石和、春日居、鳥居原、塩山、勝沼、甲斐大和、笛吹、石和、甲府、小淵沢、清里、長野、善光寺、戸隠、飯山、高井野、須坂、小諸、軽井沢、碓氷、横川、高崎、前橋、伊勢崎、熱田、名古屋、桑名、四日市、亀山、関、伊賀上野、奈良、大阪、京都、琵琶湖、大津、長浜、敦賀、福井、金沢、高岡、富山、高田、直江津、新潟、会津、郡山、福島、仙台、盛岡、青森、函館、札幌、旭川、帯広、釧路、根室、網走、紋別、稚内、樺太、朝鮮、満洲、支那、蒙古、ウラジオストク、シベリア、ハルビン、大連、旅順、青島、上海、南京、漢口、重慶、成都、雲南、ビルマ、ラングーン、ジャワ、バタビア、ボルネオ、セレベス、ニューギニア、ニューブリテン、ニューアイルランド、ソロモン、ニューヘブリデス、ニューカレドニア、ニュージーランド、ハワイ、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ニューヨーク、ワシントン、ボストン、シカゴ、ロンドン、パリ、ベルリン、ローマ、ナポリ、ベニス、ジュネーブ、ベルン、ウィーン、ブダペスト、ベルグラード、ソフィア、アテネ、カイロ、ピラミッド、スフィンクス、ナイル、ケープタウン、ヨハネスブルグ、ダーバン、ケープ、ジブラルタル、ロッテルダム、アムステルダム、ハーグ、ブリュッセル、ルクセンブルグ、ストラスブール、ベルフォール、ルーアン、ルアーブル、ボルドー、ビアリッツ、ルルド、ピレネー、ニース、モンテカルロ、ジェノバ、ピサ、フィレンツェ、ボローニャ、ベニス、ミラノ、ローザンヌ、ジュネーブ、ベルン、ルツェ

す可し。この門は寺を再興の時古への某師堂を縮少して建てたるもの、間口五間、奥行二間ありて両側にある仁王門は各七尺余、雲慶の作と付ふ、

更に石階を登ること数十級にして頂上に至る可し某師如来を安置してある本堂あり。如来は木彫坐像にして六尺三寸行基菩薩の作なりといい国宝なり。

往古に於ける堂塔伽藍の規模は実に十町四方に亘り宏大壮厳なりしことは察するに難かりず。施封五十戸、水田十町、僧員三十と置かれたる大伽藍の名跡は今は只旧趾を存する礎石に依りて知るのみ。殊に仁王門と七重塔との礎石よりは大なるものあり。

尚附近ちなに古瓦の出土するものあり、新編武蔵風土記稿曰、この辺すべて古瓦多く、皆布目なり、そのうち諸国郷の字又は豊の字など見ゆるあり、そのかみ造宮の時近郷より寄附せしものならんといふ云々」と

○慈氏院　地は国分寺の北方約七町、中央線附近の院地を称せり。古へこの地は奥州より、鎌倉、京師に通ずる要路にあたる、自由山重忠に関連する悲しきローマンスあり

附近より石器を出す。みな打製なり

△第二回講演▽

○大国魂神社　社は府中町の中央、甲州街道の南側にあり、面積、一万六千余坪、一千余年を経たる老木枝を交へ霊氣自ら人に迫る、就中、神木公孫樹は周囲三十尺あり。

もと祭神の所名に依りて大国魂神社と称せしが後に武蔵総社として国衙の齋場に充てられ又国内六所の神を配祀せしに依り一名六所宮といへり。明治四年社号を復古す。

今一、宮より六、宮に至る神座の位置を示せば

西殿
- 六、宮、杉山神社
- 五、宮、金鑽神社
- 四、宮　秩父神社

中殿
- 御霊大神
- 大国魂大神
- 国内諸神

東殿
- 一、宮、小野神社
- 二、宮、小河神社
- 三、宮、氷河神社

○国府　第十三代成務天皇の時代に始めてこの地に国府を置かる、初代国造は兄多毛比命なり。而して元亨多摩郡農事試験場のたりし地を其遺跡と称す。

△第三回講演▽

○善明寺　府中町本町に在り、寺は山圓養院と号し、古へは当時安養寺の末寺なりしが今は東叡山の律院となる、境内に安置してある鉄佛阿弥陀如来、此船内秘佛は殆ど空洞に固めるものにて国宝なり、七百五十年余の古さものなり

○分梅古戦場　この地に起りし重なる合戦は

イ、正慶二年五月十四日、新田義貞、多摩河をはさんで北條の大軍と対陣せり

ロ、康平六年三月、足利頼氏と上杉憲宣との対陣

ハ、享禄三年、北條氏康と上杉朝興との合戦。

善明寺の秘佛阿弥陀如来の座像の内に納めたる宝物

宝物目録

一冊

[illegible]

国分寺村の本尊聚蔵の[illegible]

[illegible]

前の下ゟ

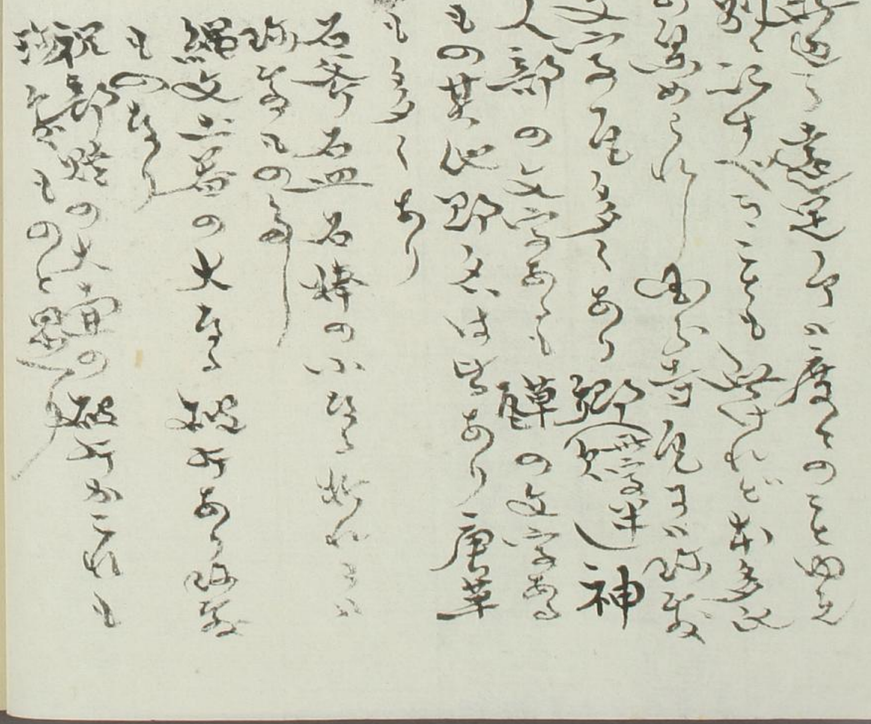

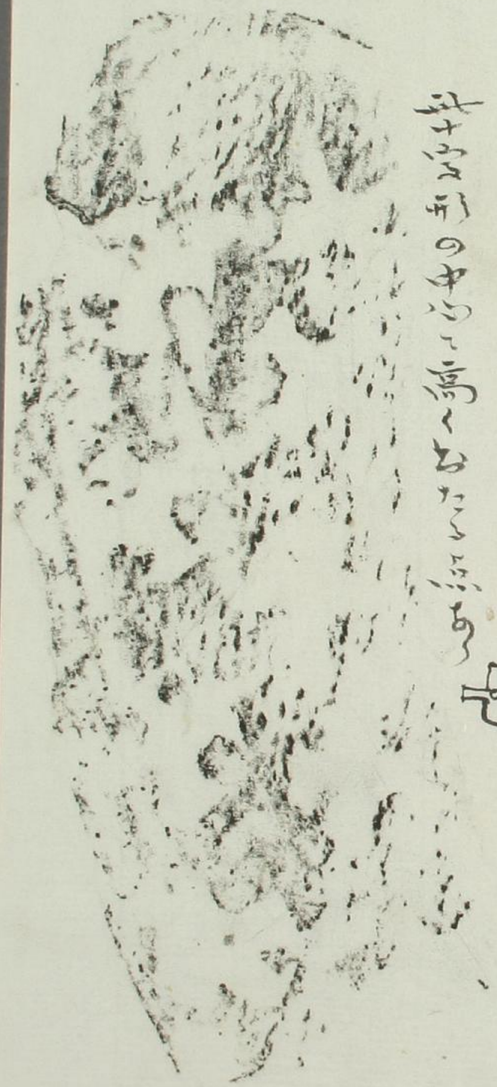

中の縁石
三ヶ

婦人の髪の毛のながさの

髪の毛の長さは今もむかしも丈長寺の女房の
ながさは見られぬ長さとそれにつく
ながさは沢山あるとこうこの原ごすそこらむとそれの
長さはつくのあることもきこえるし紙
れる人家もあるまたそこらの説解ばかり
につなぎたるそこらと物語ミに弘福寺義中に女の
毛の長さは塵塚物語ミに女の
あるの毛ばかり丈余其黒きを比類なし
寛政四年のこらのなぐもりとそ
どろ川とこそ所の寺てんの川とこそ所あり
奈方天あり所に義経の妻白拍子
あり長さ八尺ありと

神田の氏子は光（曲）とる

神田明神の色いちり色、神田の子でもちろん曲でなくてはいけない

マミラ麻の長さ

とゝもの長さ丈まる其緣起をたゞすに
其尾張の事共なるもの〻ことゝもこれは清正に
あるものゝ〻ことゝ（次に清正マミラ麻のもの〻事）植物
光（曲）とこゝ〻〻
神田の氏子は男根の生さ光（曲）とのゝ〻〻〻
二ツを祭りしあり
氏子らの子孫のあたまを光（曲）神田明神
と称するのゝ〻拙はゝ〻〻〻

諏神社　多氣比賣神社
横見郡三座　横見神社　高負比古神社
伊波比神社　出雲伊波比神社　中氷川神社
入間郡五座　國冨地祇ノ社
廣瀬神社　物部天神ノ社
埼玉郡四座　前玉神社　二座　玉敷神社
宮目神社
男衾郡三座　八波神社　出雲乃伊波比神社
稲乃貴神社
播羅郡四座　白髮神社　田中神社
榛郡　奈良神社
賀美郡四座　忍熊部神社

今城青八坂稲賀神社　今木青坂稲賀荒御魂神社
今木青坂稲賀也比神社
秩父郡二座　秩父神社　椋神社
児玉郡一座　金佐奈神社
大里郡一座　高城神社
比企郡一座　伊古乃波御玉比賣神社
那珂郡一座　熊野神社
沒之軍畫座　[illegible]郡　久良郡　橋樹郡　豊島郡　新座郡
座郡　高麗郡　橘郡　等の六郡
廻善式　民部上
武藏國大管
豊嶋　足立　新座　入間　高麗　比企　横見　都筑　多摩　橘樹　荏原

嶋王　大里男麻呂　燈羅　椅沙　珊珂　兄王

賀美　狛　文

以ノ廿一郡ヲ

年新別納租穀　民部下

武蔵國　一万二千石

諸國貢蘇番次

武蔵國　廿壺　七口各大一斛　十三口各小一斛

右六箇為定二番

交易雜物

武蔵國　絁卅疋　布一千段　高布一万一千段

麁六石五斗　羅　絹　席廿枚　細貫席廿枚

席五百枚　履　祈牛皮二枚　鞦廿具　鹿革二十張

鹿皮十五張　鞆革三千二百斤　木綿四百七十斤

櫚子四合

主計

武蔵　麁絲　（上國内ノ）

武蔵國行程上廿九日　下十九日

調絁帛二十疋　絁帛三十疋　黄帛一百疋　橡帛廿疋

絁布九十端　絁布卅端　黄布卅端　自餘物

絁布　庸麁布

中男作物　麻五石　紙　木綿　紅花　苦

武蔵國正税公廨各卅万束　國分寺料卅万束

藥師寺料四万二千束　燒稻四五料七千七百束

文殊會料二千束　藥分料一万束　修理池溝料

四万束　牧馬料二万束　悪馬料四千五百束　没官料
三万束　勅旨繋飼料二千廿束　神埼牧牛直
五千五百廿四束
武蔵国　絹八十束　絹八束
凡諸国牧馬入京路次飼料米甲斐武蔵等国足
用日四把
壬税
諸国運漕雑物功賃
武蔵国　八十束
兵部省
武蔵国　一百五十人
諸国馬牛牧

武蔵国　檜前馬牧　神埼牛牧
諸国器仗
武蔵国　甲八領　横刀廿口　弓二十張　征箭卅具
切籠卅具
駿傳
武蔵国駅馬　石屋　小高　大井　豊嶋各十疋
傳馬　都筑　橘樹　荏原　豊嶋郡　各五疋
曲薬寮
武蔵国　廿八種
黄芩　廿五斤十両　蒴藋　五斤　丹参　廿五斤
地衣　三斤十両　茹萸　一斤　猫杞　十斤　芍薬　三斤
桔梗　四斤十二両　細辛　廿斤　大黄　二斤　土瓜　三斤

武州藏
鑄錢用
銅錢量

高麗人参壹斗 桃人四斗 烏頭一斛二斗
于地黄五斗七升二合 附子八斗 決明子壹斗 荆子壹斗 蓯蓉子各三斗
地肝子一斗 地膚一斗半合 荳蔻子各五升
蜀椒三斗 麻黄五斗 敗火三斗

以上武蔵國に到し候て載せ候ものの
比較可仕候と申べく候 ものの多少判
武州郡村の豊凶 在らめ利恐高等の多少
多くは仕しこと一定の地 所産物の多少
日の際となし 此代なれば 郡村の一定の地を定ること

又高麗郡 武蔵郡 埼玉郡 多くは秩父地方のことなるべし
而製作地 地方 地 地 地

祥獣部所載

延喜元年治部省ニ祥瑞の目あり吉凶好みを人情なれと今より思へ迷惑のこと〻なりなんが尚〻西白ち嘗改は
萬ニよりの唐説ならんとそも後〻凶悪の兆とそ〻れも
祥瑞吉兆考うれし置すり以下武の文なり

祥瑞

景星　慶雲　黄龍　麟　鳳　精

孛星也或如半月或如大星而中空
狀若烟非烟若雨雲非雲
金人也又曰玉女也
人頭魚身
仁獸也麋身牛頭牛尾一角端有肉
狀如鶴也綠毛文鷄冠鷺喙蛇頭龍形

鸞　狀如翟也綠毛文
比翼鳥　狀如鳥一翼一目不比不飛
同心鳥　永樂鳥　也色成文丹喙赤頭頸之有冠鳴云
天下太平

富貴鳥　形獸頭
吉利鳥　形獸頭
神龜　黒神之精也
龍　被也色沙遊能逆能明能小能大
駒　義獸也狀如虎白色黒文尾長於身不食生物也
白澤　一名澤獸能言語知万物情
神馬　龍馬長頸翼上有翼踏水不溺騰黄其色
黄狀如狐背上有兩角、兎兎、日行三万里

騏驥、赤驥黑身日行三万里、澤馬白馬赤鬣
白馬赤髦、青馬白髦、騊駼狀如馬出北方
海駃騠自能言語
神獸也知星宿之變化也
日行万八千里能言語曉四夷言
如牛一角或狀如羊有青色知性曲直
有罪則觸
周帀
角端
解廌

比肩獸
前足兩後足兎不比不行
六足獸
瑞獸也
茲白
白象
形似白馬銀牙金虎豹
其形皎身六牙
一角獸
麟首鹿形龍鬣其色

天鹿
驚封
斥耳
豹犬
露犬
玄珪
明珠
玉英
山海萬歲
象車
鳥車
根車

純黃之獸也色光耀洞明一角長尾
若孚若狐有翼
身若虎豹尾長於身食虎豹
銀口赤身四足三目
能死食虎豹
夜有光如月之照及珠鏡珠英並同
不孳自成光若明月玉璧同
山精也
山精也
山木根連象車也應載養万物

金車宋草　如小桑葉長三四寸枝葉皆丹莖如珊瑚

屈軼　生帝之庭為階庶人入朝則草屈而指之

蓂莢　莢階而生隨月生死

平露　樹名也其形如蓋生於庭以候四方之正也一方不正則應一方而轉傾也

蘆甫　樹名也其形似蓮枝多葉少如扇不搖自動轉而風生

蓍柱　蓍茂大可為宮柱

金牛　瑞器也

玉馬　瑞器也

玉樞獸　大如二十日火子食氣飲露也

玉麀　不汲自滿

神鼎　不汲自滿也一云樊自沸

銀甕　不汲自滿

瓶甕　不汲自滿

丹瓶　不炊自熟

醴泉　美泉也其味美甘

恩井　不鑿自成之井而騰波浪者也

河水清　河水五色　江水五色　海水不揚波

右大瑞

三角獸　瑞獸也

白狼　金精也

赤羆　神獸也

赤熊　其尾如牟　音如犬吠
赤狡　九尾狐　神獸也　其形赤色或曰白色　音如嬰兒
白狐　岱宗之精也
玄狐　神獸也
白鹿　仁鹿也色如霜雪
白麞　白鹿之流
兕　形如牛　蒼黑色或青色有一角重二千斤
玄鶴　青鳥　南海精之
赤烏　三足烏　日之精也
赤燕　赤雀　比目魚　出於東海不比不行
甘露　美露也　神靈之精也凝如脂其甘如飴一名膏露
劉生祥木　生木　赤木亦同

瑞草也朱草別名也生宗廟中
福草
礼草　萍實　萍水草也大如斗圓而赤可剖而食之
吉祥也
大貝　貝自海出其大盈尺
白玉赤文　紫玉　玉羊　瑞器也　玉璜　瑞器也
自成　如日月　黃銀　金勝　仁寶也一名金精不斷
珊瑚鈎　瑞寶也
駿鷄屏　九載通　有一白理如線又其角有光通天
鷄見之驚　駿　故一名通天犀
璧琉璃　不琢自成質有光耀
鷄趨

右上瑞

白鳩 白烏 大陽之精也

蒼烏 烏而蒼色 上海不揚波浪東海翰之

白翬 白雉 岱宗之精也

白首翠鳥 羽有光耀也

黃鵠 小鳥生大鳥 朱鳳 五色鳳 白雀 赤狐 黃

蘿 青熊 玄豹 赤豹

白兎 月之精也其壽千歲

九眞麞 馬形麟色牛角仁而愛人

流黃 出太土精也

沉炎生白玉 瑯玕景 玉有光景者

碧石潤色 也出珠 陵出黑丹 威委 瑞木也可以為

琴瑟也

威紵 延喜 瑞草也

福孫 瑞草也

紫脫草生 瑞草也

實連達 樹名也一名實連潤達其枝連累相承生

房戶象繼嗣也

善芳 其葉若雞雞佩之不味一莖三岑

草木長生 草木有為於人者長生以養人

右中瑞

秬秠 秬者黑黍也秠者一稃二米者

嘉禾 數莫或同穎彭蠡連數穗或一稃二米也

芝草　形似珊瑚枝連結或丹或紫或黑或金
色或備四時變色一云年三華食之令眉壽
華平　其枝正平玉柄德強則作弱則低也
人參生　是處皆生
竹實滿　滿所也
桂　合生木連理仁木也異本同枝或枝高出更還合
嘉木　
駮鹿　如鹿疾走　戴角鹿鹿牝鹿有角也
神雀　丹色者也又火如鷃雀黃喉白翼黑背腹班文也
翁雀　戴冠者也
黑鵠　白鵠
右下瑞
災祥部經文漢書如竹實滿九扈狐狸之類

江戸の頃に見たる心地

[illegible]
うちはらせ其ちからのとどまるところ
芝草ら[illegible]のあるとこせいのちかのうげ
玉ゑとるごやのまで[illegible]
[illegible]
こちらのひやこ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

「ちりぬるぶんぶくぶくこうこうまつりあるあめのあんとわこうぶんもあるあ
三　ごまをすりすりみをうつとぶんぶくぶくすりすりのうちうちのうちうち
月　そんをんをうう　のちきくうう　きのせうこうもうもうぶんぶこうさう
　んぶぶうちうこ　をうちをうをうう　ぶぶぶをうをうぶぶぶをあけうう

四　もうもうもうもうちうちうち

六月

八月

九月

十月

「びんぼうのかわらけがみんなとあいてめずらしさ、きんとさがめるいろのいづもむりなさらびゝとゝ、ゆやさらしもそぶきにゝ、ゆかさきゝ、きせるせんうけるきひるあるゝ、二人めのまきのあるゆ、ほんふうゝ、ゝまくるゝめうちよりとゝ」

十一月

「ゆ」もゝとみるゆくなるあるゝ、ふんどんあさるのでそこもうつく、えのゆろゆせやくさやそらひゆ、ゞそらい、寄ゝ四ゞ子のまどよりゆ、ゆよいろんたゝ、土手ハさ、ゝ、ちくりもゝ、ゆゝこさい、ゆゝ、ちろろ、とりのゆ

十二月

「これはあるゝ家親、言ゆよりんじゆゆ、ゝ人の山ゝ、ちんぎきつそと子ゆ箱、からゆゆあづゝにみだそゞね、まらかりゝゆ、くまでつき、メゆ、わざろ、にふく徒ゝ、いみもまもゞいさゆ、きんのふたるゆちんゞこかゝちゆせ

行れつ

城ゞ、ふゆ書ゆ

ゆゆ、ゆゝ、ゝゆ、ゝゆ、ゝゆ

[illegible]「[illegible]」とある十軒[illegible]

[illegible]

新板はらたち[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あめのよふ日本ちかくとおづけてあるがんこむこうり
くろふねいのりこころ[illegible]
ら[illegible]やせうぐひのつぼ[illegible]
くらんぐわうい[illegible]
まてまぐめうが中[illegible]
海をあるがめ どうめうもも[illegible]
きんもうらいと[illegible]
ともつて行 バリ[illegible]

元祖[illegible]

今[illegible]山ひとめぐり雷ごろ[illegible]
ものもやうせ四文のあ[illegible]
で五重のとふも有よふ[illegible]

きるりてぜんまいの音ぞこゝのもんがらに一ぱいふく
お堂のまへにとる四つぽの午がひん〳〵四文のふる
で大鼓うち

おかぶいの家さんものうすゆしてつきなをすようひのあが
らんせいの〳〵ものうのおざりせん二つまいのつぎれよく
二百あるわさうまきりのうのうきん
もをむたこあのくもとく
ほうきりう二ツ玉

本アセあるがあるくの家がうんぜ番川四十郎次
栄さいたれ日のもとはあさせのちがづうん

かもがこゝきる家ミやこゝなる妙年は拳の家なぬ
ちさざてつふ井てもは牡丹ちさいたそ
まちうん

三月ごいせでめるべの老うにまくこ二のまいち玉は二可ちる
のりそめちれ〳〵ミ巻ちをおめもちこて子あ
さこみあめさもちのさちる井のよ
ちを蔵は蔵がうそなる高あいるちあの
めんさが金箔ついたるちんぼう

おまちいせ所さうち品あち三丁町ぜんぜんがまち
ますかるに成敗みそ
びめぐぬらく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

客とり女郎いろいろぬの
とんぶすきまつこ組だる
組ていさいねるしやね
たうもんぶ
ぶりうちでいるけれど
世上乃
ふさひもつぶねいとつんねいわる
光でも百姓や宗も有

世せんのねんめづくり百せんすでさうぶねいもんもんなるつつい
つぶねいつせんもきうがねいせんなるつつい
きううねいそんでいあるんどぶつまるいめやでもいやだと
百姓ねいきうちんとんれもや引ねをねいぜひぶねい
銭吹成ねるにいねいいねいハ百姓場じやうら

きねいとまねよくにいねるつぶねく
百銭もうつ「文橋」で四文銭ゝ「日戸橋」ともいひ
どこのもうも「あうあ橋」　ともべ橋　好こで
(石)せいにあ橋　(山ハ)そうも橋百ゝじゃ「日本橋」ハ日本橋ゝ
(ハ)きあん橋「新文橋」い橋ゝるめるるん(ツカフ)ゝを堂でして
(ハ)ねう橋今にいるゝ　おてねいハ世の中繁昌ト(ハ)ねう
平橋で高い(ハ)とん(ハ)橋と(ハ本)きあもゝぶ

新橋ゝうたいとぶ
芝でゆとゝうねめぶ
六坂芝源下　出屋清吉板
ぶよ　もつとまるれとまめぶゝ

三きやくのどもでこざ　もんこうきげとそんぞと見こそ客
がわり男あるのとこころふうん　こやの中からわたそで　江戸
まつでごぞんじ　こんもし　ぞのこ　るんじゃうとわたせ

京でさぎこそ火ぶでそをとかはアどとこうとつづけもやう
三りきい芝浜あざいもうりとひやうさぶこそヨ
なとわたこうとう　ひとつ　にのりたんこ　ふるおの
ねときかつぶあぶるさこうさこるこそたんと
弘化二年として天言年記にあるとこ日はとまこあり
ヤシレイくどきい魚文いもこ文反古につく比賀さ為芝のくどこと
俗るぬ代い知永年間と當ぬい火番ろ人の歳張と用ぬとこ
又乃延ぬ代流行のすちやらふの御屋い光のがしとこ

すちやらかぽく　ぬだこもちやら
安政年年文月四日ろ人の唐文あるい芝おかせをふし、
唐人こそばもう
若京のうる量とうく一屋で女京男面詩いたいこもち藍麦がわちとる
わらんこそばのぜんせいいどうであるんを　どうざこう　ちやくぬる
わらちるし　わやく　ばあらちういさうんす　せたるものとたるもんとう
ぐやとうう　詞　リうカイミョウ　カイキントマシ　キンカシフフカンチノウハア
ヨカ、ハア　つづけうちやくとと　一人いのこうヨ　わくぶが
からるうち　ちうこざる　唐人ヨ連が　とこのこと
唐人とんと人と面人ぶとうと集りて西もりヨへん人ぶちちと
いもぐ立江戸とうすす　面人いいこ　こうひ江戸とう
人い一人でるこ江戸十めんつ　こうとぐちをゆう　コウチノヨカ、

ゝゆうきモノ〳〵ユルエノメツキテハル〳〵トきぞ長崎國と
まご〳〵と唐人のうきをんいどこじやいる「アイ國」唐のあめ
りかでござりますそんならかこあいわらんざいえ〳〵もらん
でもとりますす

此文の唐のアメリカとある面白し

世の中に青いものいろ〳〵ぎり女房の白いのの色のみの青
ぶさは蜜柑の革をとりちら四月ろいの色間るの者ぬ
命のあと色姫形のすだれからとき者の青
どぶあのうちあと大せうがあの中からのくゝり
だ　また二朋場と蕎麦湯と吸もしがらやく
さでくらいちらめ　水色の皮たらす

長崎蘭学者の名の大畠うらの長崎の水面者〳〵とあり別の

地震ぶく〳〵よりさのゝ　就て辞世

〔ぶくぶくとさのゝ〕　〔ぜんめ〕〔いろこの面浩〕〔しさの〕
〔地震〕〔ぶくぶくとさのゝ〕〔ぶくぶくとさのゝ〕〔ぶくぶくとさのゝ〕〔ぶくぶくとさのゝ〕〔ぶくぶくとさのゝ〕
りにしやしやんせ大石のおうちらるあやまらく　石仏
かるまるの人の親数　わわ二面多紙達しやせら
らちいい也〳〵〳〵てまつ〳〵〳〵てもたり〳〵
當めもつもうもちつゝぬい　石し半天　地頭織田信長の
大立さんが玉もらけ　主事　光官やさん
きのうこいい石根石やさん　大どりさやゝりゝ　いまいわさ
是さこんもし大石さん　石ちんようせさ　ゝゝもも
石る大るとあゝもうら家のまぐゝともちやさんせ
安政大地震のねるも身なるよゝこの夢ゝり

[illegible]

「今の浅草ねんぶつ寺の
場所にて買女に
なりました。まづ
に高買かいものに
七十両のそのあいだ
天保十二年水野の改革
繁昌せざるはなかりき
者り必禁ぜらるるとせば
世人皆がこれを見せよ
大騒ぎ出せんずるの
ふらつくと嵐の青月

[illegible]
女郎結図場所へ
ぢやらぬが女郎屋理めげま
ぐ女房さんとして
ちりません

[illegible]
空家
解せぬ
れど所々の
か二百軒ばかりの遊びをなか
ひとつとこ火鉢ふ
せうのふ
みづもんま

めんどくさいこしの車にぐるまうるさがる車かとまちせ
せうこれ見せて信さ三年のしゆ
「成るほどそれもるさ雷
もうすぐ年がひつくり返
焼失せ高値を買つて焼
かひつくり返つてぐりと
くりとせばなりうとと
ものの焼失せが四まを四
をなれと其起りとそうす
「火つきの所見しこ
八通りいさらで焼

[illegible]
慶應の初年こもりしとそう
定めて世と紀だけはわう
つて初ことなりう
角屋敷をはつきり
ひつくり
ます西のざで逃り
ひつくり女房ひつ
ちまます
焼とはなるとうぐをとくいつ
ちとなるとうぐ
ちつ
ちるものの前火つう
いはるくこ
もで安ハせ居

一 あるひは本指下ざハ国ゆすりの五月夕日ゆゑ二枚指
よぶ所やゆのもの世話ゆゑ 〔現文の目ふり〕
ぢんくりかいはそんのくだん 粽了
ひるハ物所ゆゑ異なりしとゆゑこれ指ハ此のやうもうす

東名所はなし

きくはあまきさのもの名よせはる 乾燥の三月晦日
ごようきうゆゑ考こせ、ゆゑ みどりこゆゑ
反形 感ふ枝角のわと あるるあるのゆゑ
きんどちやりのゆゑ ゆゑ まるあけ
かいきんせ
これあるあるもゆゑ のれるゆゑ

亀里三十三所

東海道向の諸国 三十三所と
勧したるあり これ三観音八十八所
くるも中殺ず焼け人多く死す 山谷田町迄
て渡せもめて 紅見 ゆゑ 新寺高 当天保年ゆゑに
凡百八十六年ゆゑ 又焼失の ゆゑ 二十七度あるゆゑ
二十三所 ゆゑ 一々縁起に ゆゑ 縁起に ゆゑ
一番 北国山頂城寺 三分 ゆゑ 二十三所
二番 南国山高川寺 十番 ゆゑ 指南山寺 ゆゑ

三番 四谷山 新名寺 大部屋 指指 ゆゑ
四番 指指山 平尾寺 戦四 ゆゑ
五番 四塚 千体観音堂 四百 ゆゑ

六番 谷中山根岸寺

七番 九下山 高野寺

八番 高坂山田野寺

九番 三田丸岡山三角寺

十番 ごまぶ石動院

十一番 深川新堀山仲町寺

十二番 い新堀山 田の浦寺

十三番 一ツ目山 無天寺

十四番 本所四岡山 隆堂

十五番 男堀山 弘法寺

十六番 本村屋中田屋とて大ゲ世あり屋敷を合つ
決せるもの多くその外まこらの山の数を書このくらんせ
谷中いろはゆるつめ面白きあるらん
合をもいつて見物薬師の世話の遠立
出せるかさり

金百疋 ゆかりの地 秀代 源川雪光院 合ゆこ

仲町中惠 弁天

大新堀 三橋平ちゆ

十二支 弁天 其外

四方でいい新堀 ゆ

一分 おなじ 井戸 ゆ 二番 面 ゆ

政 ゆ

四方世 ゆ

十七番 本所 長慶寺 高野の高野

十八番 ゆ 三十三番 ゆ 観音 ゆ

八幡 ゆ 別 ゆ

ゆ 観音 ゆ

ゆ 観音 ゆ

ゆ 観音

○猪苗代トかけて　さゝかまとゝく　心は三味線
さゝかは四味なり一分二味は　ふ味なるゆゑ三味の掛詞なり三せん屋と
こたへたり　ゝとひらく

○小笠原のてきどがかけて　今のふ到とゝく　心はきんるあんどいるゝ
文政度の新しい到とゝるのふ回ゝが減ずして偽が減ずることを幸と
云るのなり月が減じたるは到ゝ耳と　ゆすりとすり　今悪とゝゆゑ
えとゝく

○あさくさの寺トかけて　十五夜の月とゝく　心はあちの中だ
藪のなかで寺なり　英吉利の　イングランド　のまん中はのるもと
ふあり　月の宮なり　つるgland　月の宮うまん中ゝあんがなり
○井川　秋の茄子　からゞこはくろてよゝごになるゝ
○鉢の無いさるに　ひとゝむすこの話の通さ　あんどゝばかり

○公家衆のけんくゝ　みかとがもめゝ
ふゝ中ぬゝ　ゆゝ世のそゝり　まゝうとゝのゝる
○七福人のえゝ　かたゝいゝたゝゝの門　ニッがかゝゝだ
○はゝ正のはゝ　奴のあたま　たゝゝいゝんぬ
○腎ゝいまぬ　麺めの井ア　ふゝゝ中だ
○ようゝゝり　そゝ風ゝ　ゝゝゝゝ
ゝゝうすゝゝの　ゝゝゝゝ　とゝすと下げゝ
○ふ殿女中　ぶゝう提灯　あさたゝゝる
○あくび　状竹のまの花脚　鬼とやゝてゝ
○日本で強いもの　今ア戸の瓦竹　ぼゝゝゝゝ
○ゆけまのいんら　ゝゝゝゝゝゝ　ほゝとの上
○やまゝすふこ
荷のと用ゝのものゝゝ　ゝゝゝゝ

吉原七不思議

吉原七不思議

吉原七不思議と謂ふ、行くのも道中、さ中さまざまもすみの所、ゆとりもらいながら、年寄でも若衆、赤い紅さまざまるくらすくいなり、八朔は白むく、ゆ道屋に水道なし

かぶきのうとと家の上の天水桶

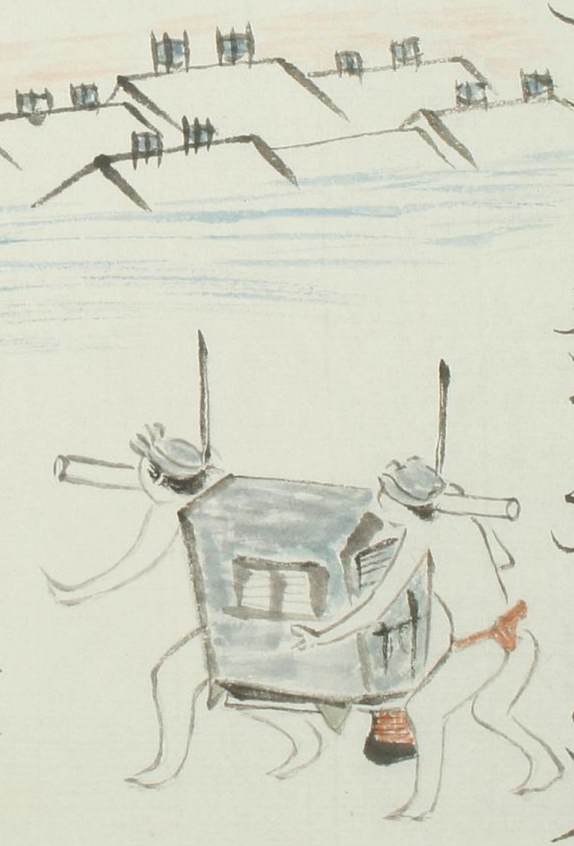

鏡に就て

鏡に就て諸書所載を考へるに軒轅内傳に帝余王母に授る三才圖會に云ふ世に其始を鑄鏡十二箇月用之以其盛玩之始形勢言中之神明所辟邪魔其抱朴子に萬物老者其精悉能託人形惑人唯不能易鏡中與形故邪鬼不敢近可以延九寸以上者

本草綱目に特形の鏡者景也有光景也鑑者監也監於前也軒轅内傳に帝余王母鑄鏡十二箇月用之以鏡之始也或云始於黄帝尹壽

荘子　至人用心若鏡不將不迎應而不藏

勝物而無憂傷
韓子曰失鏡則無以正鬚眉失道則無
以知迷惑
聰耶代醉編云
漢有善銅出丹陽取為鏡清如明光龍右虎神
之不知丹陽何語問東坡亦不解後見神僧若
名隱訣云銅一名丹陽又一銘尚方作鏡眞大
巧上有仙人不知老渴飲玉泉饑食棗霞天
下散四海壽無窮名佳且好東坡云清如明如
丹雜俎
唐以前皆砂揚州貢鏡以五月五日取揚
子江心水鑄之凡鏡無它但水清冽則佳矣今之鏡
北推易水常數吳興亦以其水也然易鏡不過
數鏡意甚
同書云茅鏡背無花紋漢有四鈕海馬蒲
桃唐製鼻紐頗大及二叫菱花宋以後不足
貴矣凡鏡愈古愈佳非獨取其顏識班色之
美亦可辟邪魅鏡必定出君子貴之
昔いろつて考ふるこゝろ
これに神靈こもり
給せ　ことあり　ふるこゝろ　神威あり
これに重ねと置ける　鏡の背　に花あり　東鑑
想ふ元寿支那　鏡無かりしなるべ　京度ノ

かような船来せしものなるべし而して人種の龍蛇
の類を用ひたるは支那の影響なりけんと云へる大食物館に
同じ人の意匠なるべし丸き鏡の如く平らにして光明にして龍の
形を彫りたる其二は丸き形の周の龍つゝもとゝもとゝもつけて
精巧なる蓋の如きものあり周平の頃の意匠に三つの
さゝ組合せしものなるべし鏡の背となるものあり
形式漢鏡に見ることなきものなれど
如何乎龍蛇と鏡背にたる意匠なるべし宗教
の意あるとして其器物なる意匠の流告が強き
なりと生れて内面に彫の龍蛇鏡中に龍と合せ
たる精巧のものに出でたるなるべし特種なれば
とて漢以前のものなるべし

乃ち初て土器の形なる鏡なるべし
器と思ひ本物と云へ又カラあるべし白の
るべしとなるべしとなるべしとなるべし
中龍内にまたして蛇身
生ずるなる鏡なるべしと考へ時代前に
製んなるべしなるべしと考へ時代前に
と云へるべき性質をもつて然る
なるに用ゐ蓋なるもの実然出
同じ用ゐ蓋なるもの実然出
菊鏡の如く西域支面の然果なる
せりとなるべし

東京府下和田出内村字方南の念仏堂跡にて

幕府時代朱塗柄の鏡

下馬札の書き表と裏下馬とにより異り

倭人と書きしに就て

東夷伝にわゐとあるを倭人と訓ずる人あり又曰夷人狂手人也と

ハイカラと倭語

倭人が孔子の弟子と書いて「日本國東人物茂郷弟子
[illegible]」と書せり非雖が古来多くあれど
こは日本を東國と思ふのことなれど倭人の
意は日本と東といふことにあらず
東人倭人と孔子の弟子の前に日本國のうちにある
全体をわるくいふ意味を含ませて云ふ文言をもて國
[illegible]
高襟著流といふ語
[illegible]

百姓八幡の氏子武蔵年中漁獵を慎せざりしとの説

泉州の男の先祖百姓八幡と云ふ所あり此処に両三日間三日間は精進して漁獵を不慎精進せざりしとの説

百姓八幡の氏子武蔵年中漁獵を慎せざりしと

泉州の男の先祖百姓八幡と云ふ所あり此処に両

也定るに亀の甲と物事あり女子の七歳以上十三歳迄
つゝ経水あらざるものとをらびん物忌に定むあらば
仏の女子二人と云て一名は神事とつゝしめる日神
前に鼎を立亀の甲二枚を設各女子の名を記し是を鼎
にもりて夢に及ぶまで是を物忌に定へし女子の名を
記せし甲ハ物忌になるまゝ事なり物忌ずして事ハ
女子の名を記す甲ハ焦れて用とせず是を以て物忌を定
物忌を立てハ必悪生なり然れども一生経水を見すして
ある迄と記せしハ山伏の経水をそなへざるとも
らんのいとゝ嫌なるとも経水に一生
迄と度訓琴いつくしめの名を記せる八角後国熊野野市
場村の社に弁女あり三庭の家には必ず屋上射ぶ

糸引名号

如く箭のたつとあり形を験として四五歳より社に事仕ふ
山中に居して食物を乞ふ事なく天象
を以て情實所々に及び火蛇現れて目を瞋らす砂石を
宮を数へてあるといへり此これも一の仏法にすぎざること
なからん
明ら女三年ばかり守田宮丹前に
に前の日課念仏一千遍ばかり
糸引念仏名號とりてものと燈微鏡のガラス玉の間にまさ
まりけりとふさけり燈微鏡をそなに紛
亀の細糸まで光りて如て糸の形ざに光りて水晶の数珠のごとく
ものあり全体の形観音大士の如しそて箭は元と画き彩
色してそなる亀の甲と物影蚊中と張り義せ

浮世とう説

が土一月號の科學知識に斷雪仙子と題する考文がこれに就ての説あり氏の説は望月の説に望月の説塵とうと然るに望月の説は
其譯あり氏しこれとうこはこれの云ひもせしこれあず
其譯は本巣郡の越村の亀山善照寺の什宝にて亀糸
引名號と見眞大師の筆とあるこれも亀糸
一名名神と縁り迄すゆゑに特別なる亀糸
なり久氏の元祖ならん
浮世という言葉元来は憂き世の意なりしも浮世の字を記
て浮き定まらぬ世無常の世といふことなりと
現世夢のとうり浮世なるこれとよりて
うちよ固るなどいと以前特望の浮世の浮世平地の
浮世固さなど名づけたるものなりし

傾城は一人にあらじとの説

傾城の一人にあらじとの説

傾城は美者を例たれ共も容顔いろいろ名かりしとの
説元来人間あるべき人世女と傾城とあせ
是すなわち浮世なりと思ひ
にはなるべきなり墓也とあるも可
数なり墓也あるとするも可
祖傾城などと唱へ
こともあらん又オコラゴミコ等の家門より
出ずるの下に水を
あるとの説

傾城の説

三村山清水寺傾城雪谷の
初鶯橋　初鶯山雪谷の
花の光り雲の
月明にして

唐子

三村氏の祖と儀満の短冊

如　こうし　北野うつてからつぎの俳諧

綱　とをの如くそふ　懐紙の形

[illegible]の国語調査会では癒と[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

形式異なれば写し来る

右記せる板碑の拓本

紐下に中屋くあり下部横巾一尺四寸上部横
巾の辺を一尺三寸あり紐穴横巾一尺四寸中央陰刻道
二尺三寸三分厚五寸八寸四寸而て左の下部に右性阿弥
地仏 往生極楽道 文永十二年 三月日 行忍敬白と
あり

堂内板碑と称するもの
正面に三体ならべたる又墨
に堂の如き形をなす或は古墳
その流かと思ふ堂内に下
図の如き鏡あり紐あり
眼玉は銅目八ん目と面写
ちゃちゃと足刻に社数を見るこの
形式数枚めの写あり

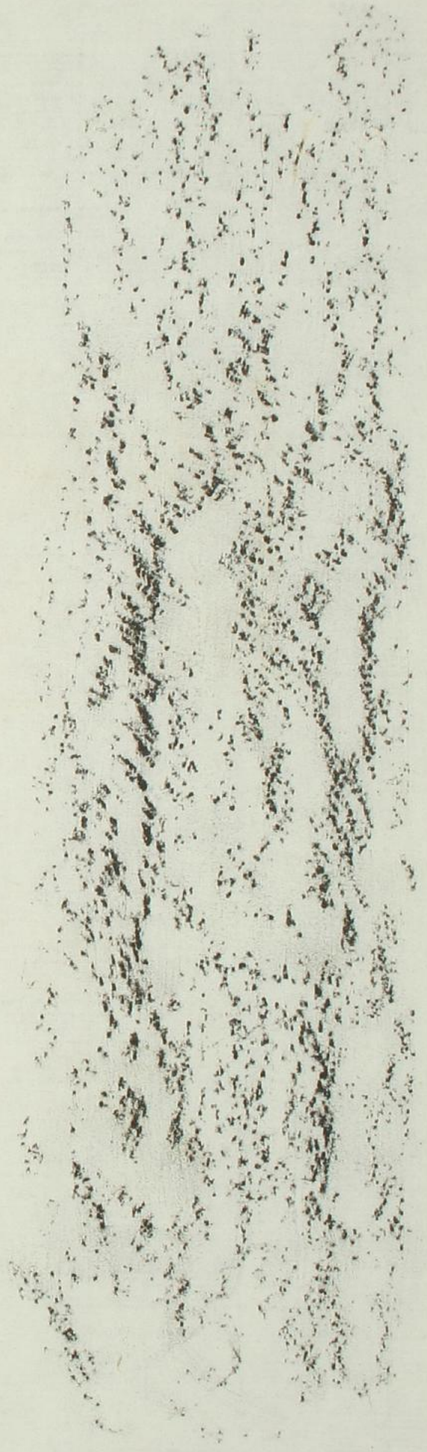

石華屋にて拾ひたる由にて清水なりと行書にて
能く書されたり
八枚位の破片にて煙草のみのもの数あり堂に近年にて
拾ひ出されし物なり

[illegible]
さるべき[illegible]
此中鐘あり近世のものなれども
あらずかと思ひ京都[illegible]

古印は見る影鋳重し
再鋳せしものなる
影を物語り

[illegible]
[illegible]

[illegible]の銅像を鋳[illegible]す[illegible]の[illegible]を別鋳[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]刻銘あり
大檀那[illegible]義[illegible]
仁王石八代　[illegible]
奉鋳立釈迦如来[illegible]
快[illegible]

鶏足寺　下野国小股
号頭金剛王院法印俊圓
本願賢叶　弟子　専賢
作者　大田道口宗忠

天正十二年甲申八月二十日
[illegible]の[illegible]の所[illegible]
[illegible]文が丸山[illegible]
[illegible]

田光[illegible]堂の文殊菩薩と同作にて下野佐野天命の鋳立
[illegible]と丸山[illegible]
鶏足寺が下野[illegible]
三足の鶏の[illegible]
釈加[illegible]の霊場[illegible]
同寺の古鐘は鶏足[illegible]
弘長三年[illegible]
[illegible]
[illegible]

其考及鑄ふ所なるものとなり今金剛寺の歌堂と鑄場ふ所れと鑄ふ所銘文
磨滅如何ともなき其社の時代引ぜり四てて時に
はれもとの元もあれとそらくは訓元年ありしかる
銘文ニ日光寺の名かなりのと字あり世せしかる
故意に部なるこはあるずやと思ひ是れ春村さ迄
村人また下野国誌に西蓮
寺のなる元あるやもうずこれ
をの家もとの笛吹(いたり)笛吹の
伝説ありて懸けるも其ある
このもとに石塔あり銘を刻しあり
い庭ふけてさのまもれる月影に笛の音さゆるにこりまの里

耕村

太鼓足考ち鑄銘文不明
文七不明ヨリ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
ヒ　ヒ　ヒ

四 撞座

笛吹坂延文の五輪形と
刻む碑

碑一石に五輪塔形を彫り
下部文字多くあれども
殆らひしまり
この輪に火の種子を
彫り

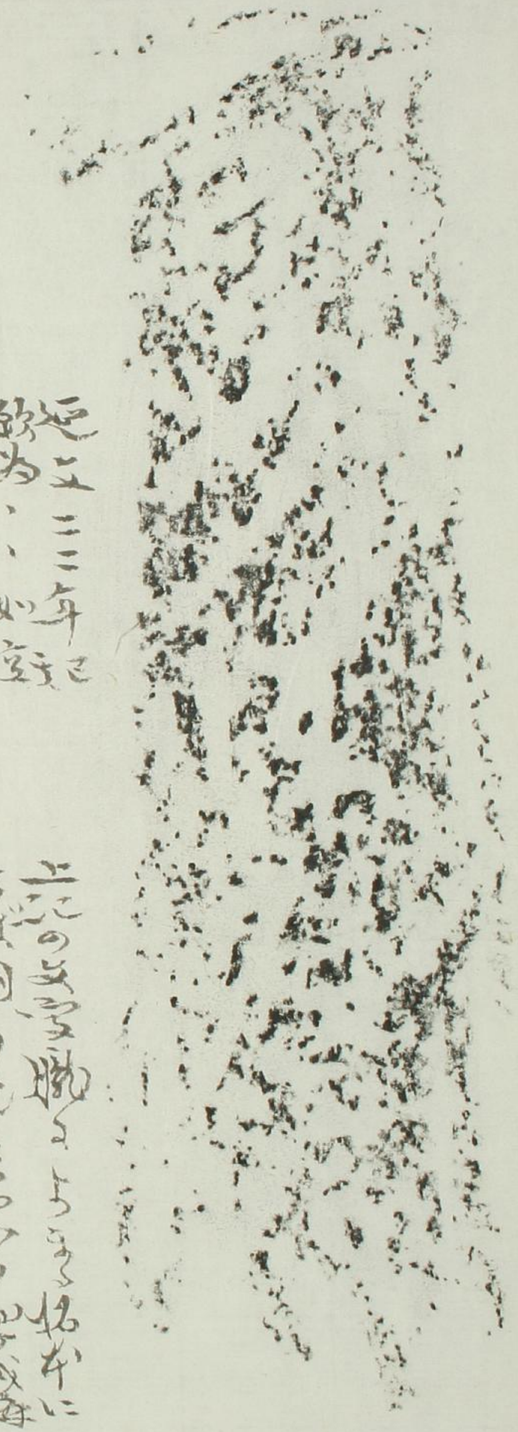

延宝三年乙
卯為ハ、如空
阿ゟ所ゟ
為世義温泉
逆修

上ニの文字ハ、ようゝ拓ぬに
せば明らかとなるべし
為ゟ事ハ、ゟ

江戸根岸鹿の子、所大全寺ニ戒名あり、
元禄三年刊行也、大正十二年の今に至ること二百廿年
前なり、其間絶しあり、故ニ比較まるべ江戸名所の一つ
なれば、たゞちゝぐ

正月三日　元三大師
　　　　　耳梨神明参
八日　十二日　芝神参
十七日　八幡参
　　　　根岸の鶯谷の鶯
　　　　観音参　地蔵参
十八日　天満参　不動参
廿日

二月八日　事始　江戸中にて箒つくり

初午　稲荷参　九日改革　天参
十五　[illegible]

廿日下谷稲荷祭　卯己未　子あり
廿日粽　天王祭　[illegible]
[illegible]

廿七日より三月二日迄　ひなる迄　[illegible]
[illegible]　中将姫　[illegible]

三月三日　[illegible]　塩干
十五
十六
廿五

[illegible]
[illegible]

いて吉事あり
四月八　薬師　[illegible]　[illegible]
十日　中将姫忌日　[illegible]
諸人群集す

十七日より廿日迄　四王天寺　[illegible]
廿七日より四月四日迄　甲人形　[illegible]
[illegible]　[illegible]
四月三日　元三大師参
三日より二日迄　[illegible]
八日十二日　[illegible]　十八日　[illegible]
廿五　天王参　廿五　[illegible]
八月朔　駒込富士参　氷水　[illegible]

帰る

三ノ輪祭　牛頭天王祭　大書島明神出　こるかやはま

七日　常盤島の神祭　同日　品川天王祭　九日　小船明神祭

巳未　角筈の年　山王祭　渡り初　十九日　山王祭　丑卯

十五　青坂氷川明神祭　戸内中設いて色々の作り物出る

十五　成子観音祭　寅辰午申戌の年

十八　同谷天王祭　丑卯巳未酉亥の年

八月中より八月末迄　三つまつり　西国巡礼

六月　愛宕山千日祭

七月七日　立花　西本願寺製図寺製図の花妙物

同日　九品仏祭　同日　七夕祭　江戸中子供短冊を奉る

十日　観音　千日祭

十五　瑞聖寺せがき

十六　増上寺山門角き

当りてすまつり

廿七日　氏飯沼神　三輪いて江戸中老若男女を舞す

青梅野多

八月十五日　元八幡祭　同日　世田谷八幡祭子宣辰午申戌の年

同日　高田元八幡祭　同日　富士八幡祭　丑卯巳未酉亥の

年にあり　同廿九日見の府之諸人三つまつり行

花火立

九月十三日　同日　神田祭　同廿九日見の年

十五日　神田明神祭子宣辰午申戌の年あり

十三日　王子祭　当中十二月より踊を始

同日　如意輪　瑞聖寺　増上寺　相撲興行

同日　蜘蛛祭　同日　僧司ヶ谷

十六日 芝神明祭 [illegible] すしやうがうす
其外活色市立ちり
十八日 神田明神 神幸 能 [illegible] 人見物す
十九日 [illegible] 七面祭
十月 廿日より十九日迄 浅草十座参
十三日 蓮聖人御影供 [illegible] 府の法花寺仏壇かつやの諸物
供持奉る
廿日 恵比須講 [illegible] 高人祝
[illegible] いこいのいは中祝
十一月八日 [illegible] 大師講 [illegible] 知恩寺
廿二日 親鸞聖人忌 [illegible] 大師忌日ちり

十二月八日 奉納 [illegible]
十三日 すはらい [illegible]
十五日より十九日迄 成就 [illegible] 堂市 [illegible] 品川のかさり道具
[illegible] 府之法人 [illegible] 品川かさり道具
廿日より廿日まで日本橋 [illegible]
廿二日より廿四日まで弓矢はこ [illegible]
神明前 [illegible] 中橋尾張屋 [illegible]
節分 芝神明参詣 諸人参詣す大列 [illegible]
[illegible] 水帰る 同日 [illegible] 不忍池弁天参
晦日 芝神明参 同日 [illegible] 弁財天参
[illegible] 浅草 [illegible]
[illegible]

[illegible]

二月下旬稲荷の祭り年毎に[illegible]

[illegible]三社祭始年にあらとこれもまた人皆

[illegible]

[illegible]元禄の比[illegible]

[illegible]

[illegible]七月の七夕[illegible]

[illegible]八月[illegible]

[illegible]九月の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あれと[illegible]

業平塚　牛塚　梅ヶ塚　木母寺　[illegible]塚　あさぢが原

千葉塚　[illegible]芝村總泉寺　[illegible]の霊夢にて古木[illegible]

戸塚　牛込にあり　[illegible]

ひらさ見れば古き塚あり　[illegible]

[illegible]

細塚　[illegible]三田村末福院にあり

[illegible]蓬塚　西蓮寺谷中七面の近所にあり[illegible]藤能登守[illegible]

[illegible]

甲塚　かしはの牧野[illegible]

梶原塚　豊島野[illegible]

土目黒村三角塚　三方塚　同所

下谷[illegible]

金子十郎家忠の墳墓なり麹町元山王の越後守

[illegible]

土塚　班女塚　家忠塚　光長卿の[illegible]

景政塚　鎌倉橋[illegible]

篠塚　[illegible]

火塚　[illegible]

亀塚　三田切通寺とも

無縁塚　四面流[illegible]

子母錢

子母錢とゝなづけたるは捜神記にあり青蛙蟲ハ蟬ノ如シソノ子ヲ取レバ母即チ
稍大ナリ子ヲ竹間ニ置ケバ母ノ血ヲ吸テ錢ニ変ルコト八十文物ヲ市フ毎ニ
能ヒ来ル母ノ血ヲ吸テ錢ニ変ルコト八十文物ヲ市フ毎ニ
或ハ先母錢ヲ用ヒ或ハ先ツ子錢ヲ用フ皆復能ヒ帰リ
輪環已ムヿナシ　とあり　これより本錢と母錢とを利するを子
錢とゝなり

将棋駒の書風

将棋の駒の書風一種の特筆なるものなるべし無頼家の
書風を模倣したるものなるべし水無瀬家の
永家卿の子なる親具と卷を然るに親具家智と謂
し剃髮して一齋と號す能書の名あり豊臣秀吉
一説にそして将棋の駒の銘をかゝしも是れ永禄
駒の銘を書するの始なりとゝ

将棋駒出土当時の日記の写及今日以て説

寛政二年四月十九日西大寺塔跡をほりて宝錢南墓
将棋駒を掘たり此時の日記に記せる所左の如し
十年十月廿日三上中川林其他の古泉家此所に一隅せられたり行の中り
ゝ為メ宝錢当時の日記を一行の中に示す
近礼記は日記中の祭場の名なるべし
回月十九日　こゝ
同日龍也院書西方住古塔の跡掘り出バ金錢
一文下男藤四郎ト中考土中より掘出故其錢数
況ゝ無考相納中小錢の重さ四匁八分有之右藤
四郎錢一貫文憂美トシテ一小ノ老リノ九生ノ領分
芝村ノ考より目出度事
とあり　この年に朱肉
錢形を掘せ給あり

緣の巾 五重

銭の径 八重

現今物にあるしるしのものは形今銭にて一枚のものこれ今銭の
無こと銭なれども明治初年手制にて模造
せしものの数枚あれども今鑄のものにて
なり然に今鑄のもの古くあるものと
は掘こ為ものとの違ひ
はなく然今銭なるも出おもむく四五ふるのいまだ今とおせ
しのもの稀なり當世の古銭寶也
名しるしたるものとなるべし

成王聖文宣王の碑文及孔子追諡

者山學院
碑の大略あり孔子追諡の碑文ありて其文に
上天眷命
皇帝聖旨蓋聞先孔子而聖者非孔子無以明後孔
子而聖者非孔子無以法所謂祖述堯舜憲章
文武範而王師表萬世者也朕纂承丕緒敬
仰休風循治古之良規學追封之盛典加號
大成至聖文宣王闢使闕里祀以太牢於歲仲春
之親君臣之義永惟聖教之尊天地之大日月
之明莫罄名言之妙莫資神化祚我
皇元王者施行
大德十一年七月十九日

孔子廟に近き地の古碑

孔子廟に近き同文の碑なる古碑

北魏二年刻石　普泰元年

魯相乙瑛請置百石卒史孔龢碑　延熹七年　元嘉三年

泰山都尉孔宙碑

魯相史晨孔子廟前後碑　建寧二年

熹平碑

漢孔廟碑　熹平元年

魯相韓勑造孔廟禮器碑　建寧四年

傳俊太守孔彪碑　建寧四年　永壽二年

魏魯郡太守殷熊碑

漢謁孔子廟殘碑　龍書頌之碑　正光三年

漢孔謙碑

永興二年

元朝以下は別に追諡號なかりしと見ゆ

宋眞宗の大中祥符元年に　玄聖文宣王の追諡あり

唐玄宗の開元廿七年に　文宣王と諡あり

唐高宗の乾封元年に　文聖の諡あり

後周靜帝の大象二年に　鄒國公とし

漢平帝元年に　褒成宣公と追封賜諡あり

歷朝の諡號に同文の辭數あるは然るべし

至聖先師孔子と稱せられたる文宣の

聖號は由阜にあり由阜駅は泰安郡

孔子廟のあるところ由阜城わずかに二里ばかりにて道すがら

駅より四里の地とす

漢孔君墓碑　永寿元年

工藤府郷境壇刻石　新井居住　二年

祝其郷境壇刻石　新井居住　二年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

水仙は永く保つ花

又狸の夢丸花

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まぎれなき

鑄造員、たりしかども和泉堺の町人陽成院作兵衛常是と
是なるこれに任せられ大黒の黄字を賜ふ常是と
通號として二朱銀放法とひろめ大黒極印
とゆるすとて下銀及豆銀に大黒天の形ある質
所の意義まて神の意味とあらず
徳いつの代まかの望名とあり
上總守　上野守　常陸守　等親王に任せられ
武蔵守　尾張守　等の意義知す事不安
たり

左馬頭　右馬頭は義連川　まい知す此に不出
三河守　越後守　は作品に限る

狸の腹鼓
古くよりいはれたり

狸を詠む　狂歌

岡主に非ず其國名を知する家は
酒井若狭　遠州袋井　信濃
松平肥前　肥前一代に
狸の腹鼓とふこと古くよりいはれ
しとそ　今狸の腹鼓
人すまで序　古寺道
四月記に建仁二年七月廿日午の詩に狸の
道寂遠　近江国に
志の今よりは七百年の以前に腹鼓
言はれ　狸を詠む　狂歌の
ほんぬ　狂歌の

信濃の新四郎の墓

信濃の新四郎の墓とは墓の墓にあらず墓にあらず墓なり墓なりとは墓なりの墓なりの墓なりの墓なり

四方に柿の木樹木

柳と柿と西に棗南に梔子北に梔と柿と四方に柿の木樹木

川柳、きは解のつかぬもの

川柳にかんりやくはたらき大臣嫌なり

十三夜かんりやくはたらき大臣嫌なり

三月三日 南畝の婦の姫

立宮の原の中の通りの川柳に藤の花ありて解せず

原三位毎夜ゆうせかいまくるこれも解せず

川柳に解せぬもの多いが其中にもこれが一層面白く感ずるものあり予が初年父の話に今も忘れぬ川柳あり

天人が山田の面白所なのそこうみ

紋章の川柳

紋章の川柳

紋章の川柳

は辰のつなぎ井伊の橘の外まで葵[illegible]
云ふ如く「東は初め辰巳八代目の孝辰のつなぎ」
ばかりの橘の紋は異数年間好[illegible]
後の紋は異数年間好[illegible]
なし[illegible]と書の紋の釘抜と如何の如の紋の釘抜と
云ふのなりとこゝ
辰のつなぎ祈りこゝ
四月辰の月[illegible]
あり又の地の吐水の川より社祈を制さ[illegible]と
とゝ方角は大概は抜すめを一説として見べきなり
面は[illegible]の為つなぎ[illegible]
辰のつなぎ橘の紋の釘抜と[illegible]

[illegible]の紋章

[illegible]の紋章
[illegible]
[illegible]
[illegible]

けせ　紙所の紙とつれしものありこは紙二のようなるもの
と色のとく　鈴なりまきたるとと書く紙　と此の者ども各紙
の二にあり　此の封の紙と巳のしねと同じけれが学ぶそ
此の者の者なるは　此の者の者となる　学ぶ者の者となる
なり　賊のちだまきに　此紙所持ことこそこしあり
土製のメンコとて　紙製あり　と称する紙のこれ
ものあり　土製のは面あり　紙製のは面なし
紙者の紙七ツ　ものの元メンチャウとて　とよまれの唐の
面形なり　ものあり　名称い面子　なりとこそすれ　がめの手
仙人の長谷川　ひさかたは　ドイツ語のメンジュ　と同一語ならんかと
こそあり　（以上巳の報知による）

昔古日録　四十八

帝國圖書館藏